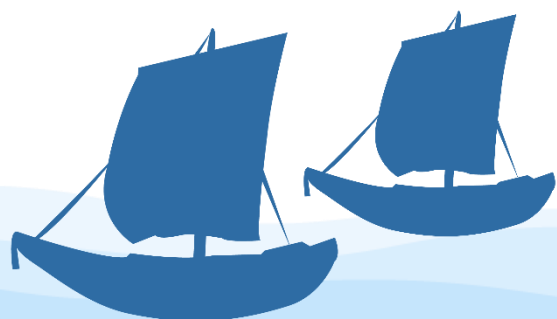


# 行方市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



令和5年1月



# 目次

第1章 基本的事項	1
1 背景	1
1-1 気候変動の影響	1
1-2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
1-3 地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
1-4 地球温暖化対策を巡る市内の動向	4
1-5 本計画と関連が深いSDGsの目標	4
2 目的	4
3 対象とする範囲	5
4 対象とする温室効果ガス	6
5 計画期間	6
6 上位計画及び関連計画との位置付け	6
第2章 行方市の温室効果ガス排出量の状況等	7
1 温室効果ガス排出状況	7
1-1 温室効果ガスの種類別排出量	7
1-2 温室効果ガス排出要因	8
第3章 行方市の温室効果ガス排出削減目標	17
1 省エネ法	17
2 温室効果ガスの削減目標	18
第4章 温室効果ガス排出量削減のための取組	19
1 取組の基本方針	19
2 温室効果ガス排出量削減のための取組	19
(1) 電力使用量の削減	19
(2) 公用車の使用	24
(3) その他の燃料	26
(4) その他環境に配慮した取組	26
第5章 実行計画の推進	28
1 推進体制	28
2 職員に対する普及啓発	28
3 実施状況の点検・評価	28
資料編	29



# 第1章 基本的事項

## 1 背景

### 1-1 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

令和3年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の活動による影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

### 1-2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成27年11月から12月にかけて、パリ(フランス)において、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国(いわゆる先進国)と非附属書I国(いわゆる途上国)という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。また、令和4年11月にエジプト(シャルム・エル・シェイク)で開催されたCOP27では、「シャルム・エル・シェイク実施計画」と令和12年までの緩和と実施を向上するための「緩和作業計画」が採択されました。



COP27 JAPAN パビリオンの様子

出典:JCCCA ウェブサイト COP27レポート

平成30年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、温室効果ガス排出量を令和32年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、令和32年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

### 1-3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)では、令和32年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。さらに、同年6月には、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策(屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等)を全国各方面で実施する、といったこと等が位置づけられています。

令和3年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、令和12年度において、温室効果ガスを平成25年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、令和12年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

#### ■ 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		<b>14.08</b>	<b>7.60</b>	<b>▲46%</b>	<b>▲26%</b>
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省(2021)「地球温暖化対策計画」

## コラム カーボンニュートラルの広がり

2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」への挑戦。あらゆる産業活動が大きく変革し、経済と環境の好循環が生み出されていく、日本の新たな成長戦略。



出典：経済産業省ホームページ

## 1-4 地球温暖化対策を巡る市内の動向

本市では平成20年度に平成19年度を基準年度とする「行方市地球温暖化対策実行計画」(以下「第一次計画」という。)を策定し、平成25年度に平成24年度を基準年度とする「第二次行方市地球温暖化対策実行計画」(以下「第二次計画」という。)、平成29年度に平成28年度を基準年度とする「第三次行方市地球温暖化対策実行計画」(以下「第三次計画」という。)を策定してきました。

また、令和3年度には「行方市環境基本計画(中間見直し)」とともに「行方市地域気候変動適応計画」を策定しました。

## 1-5 本計画と関連が深いSDGsの目標

平成27年9月の国連サミットで持続可能な開発目標(SDGs)を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、社会、経済、環境に関する様々な課題を令和12年に向けて達成すべく力を尽くすことが共有されました。17の目標と169のターゲットからなるSDGsの目標13「気候変動に具体的な対策を」では、地球温暖化が招く世界各地での気候変動やその影響を軽減することが掲げられています。

このため、SDGsの17の目標のうち特に本計画と関連が深い目標について、職員が意識して温室効果ガス削減に取り組むことができる計画とします。

### ■ 特に本計画と関連が深いSDGsの目標



## 2 目的

行方市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「行方市事務事業編」といいます。)は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」といいます。)第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、行方市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。



### 3 対象とする範囲

当市の実施する「すべての事務・事業」および「すべての所属・職員」を対象とします(委託するなどして実施する事務・事業は除きます。)。該当施設を以下に示します。

No.	部局等	所管課	施設名	No.	部局等	所管課	施設名
1	総務部	総務課		31	経済部	環境課	
2		財政課		32			環境美化センター
3			麻生庁舎	33			玉造有機肥料供給センター
4			北浦庁舎	34			麻生衛生センター
5			玉造庁舎	35			八木蒔地区生活排水路浄化施設
6			情報管理庁舎(サーバー室)	36	水道事業	水道課	
7	総務部	税務課		37	市議会	議会事務局	
8		収納対策課		38	農業委員会	農業委員会	
9	企画部	政策秘書課		39	教育委員会	学校教育課	
10		事業推進課		40			北浦学校給食センター
11			情報交流センター	41			麻生学校給食センター
12			手賀定住促進施設	42			麻生小学校
13			観光物産館こいこい	43			玉造小学校
14		霞ヶ浦ふれあいランド	44	麻生東小学校			
15	市民福祉部	社会福祉課		45			北浦小学校
16			高齢者センター「羽黒山荘」	46			麻生中学校
17			ドリームハウス	47			北浦中学校
18		介護福祉課		48			玉造中学校
19			地域包括支援センター	49			麻生幼稚園
20		健康増進課	保健センター	50			北浦幼稚園
21	建設部	都市建設課		51			玉造幼稚園
22		道路維持課		52			
23			高須崎公園・高須崎交流センター	53	北浦公民館		
24			白浜ウォーキングセンター	54	麻生公民館		
25		下水道課		55	玉造公民館		
26	経済部	農林水産課		56	玉造運動場		
27		商工観光課		57	北浦運動場		
28			白帆の湯	58	麻生運動場		
29			北浦荘	59	榎本スポーツ交流センター		
30		ブランド戦略室	農業振興センター	60	市立図書館		

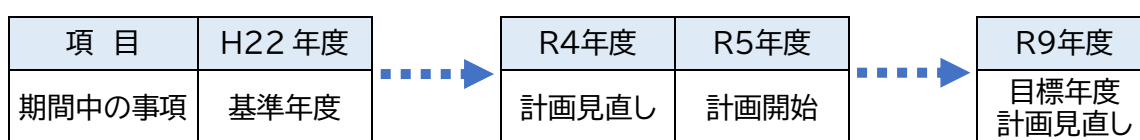
## 4 対象とする温室効果ガス

行方市事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、「二酸化炭素」、「メタン」、「一酸化二窒素」、「ハイドロフルオロカーボン」の4種類とします。

## 5 計画期間

基準年度を平成24年度として令和5年度から令和9年度までの5か年とします。

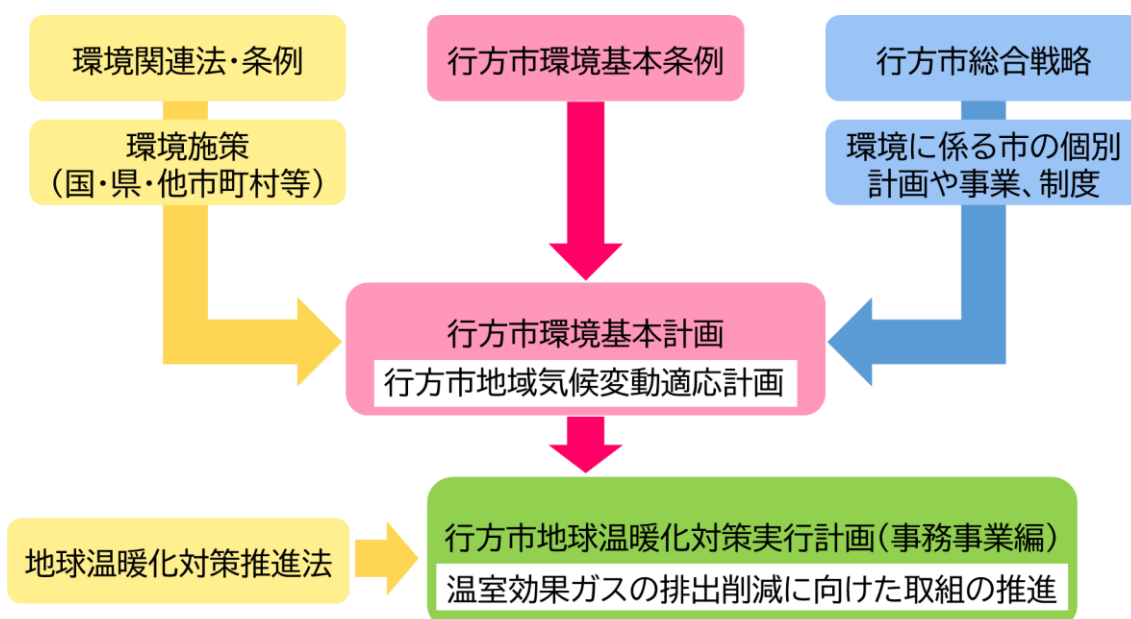
### ■ 計画期間のイメージ



## 6 上位計画及び関連計画との位置付け

行方市事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、「行方市総合戦略(改訂版)」及び「行方市環境基本計画(中間見直し)」に即して策定します。

### ■ 行方市事務事業編の位置付け

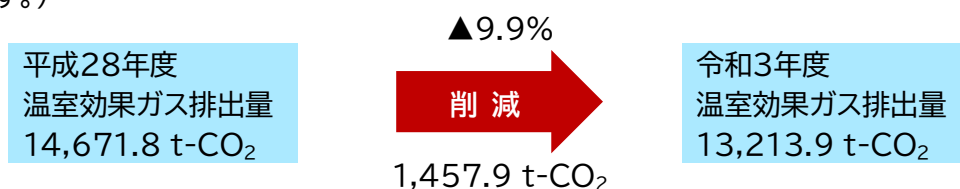


## 第2章 行方市の温室効果ガス排出量の状況等

### 1 温室効果ガス排出状況

本計画は、本市の実施する事務・事業等において排出される現況の温室効果ガスの総排出量を把握し、温室効果ガスの抑制を5か年計画で行います。また、燃料や電力の使用量を温室効果ガスへ変換するために乗じる排出係数は最新のものを使い、電力に関する排出係数は令和4年7月14日公表の電気事業者別排出係数(東京電力エナジーパートナー(株))を用いました。

これらを踏まえて、令和3年度の本市の所管する事務・事業による温室効果ガス排出量は、13,234.8t-CO<sub>2</sub>となり、第三次計画(基準年:平成28年度)の温室効果ガス排出量と比較すると、9.9%削減されています。(単位の「t-CO<sub>2</sub>」は「二酸化炭素換算での排出量(t)」を示します。)



#### 1-1 温室効果ガスの種類別排出量

令和3年度に最も多く排出していた温室効果ガスは97.9%を占める二酸化炭素でした。二酸化炭素の排出要因は電力の使用や各種燃料の使用、環境美化センターにおける一般廃棄物に含まれるプラスチックの焼却によるものです。また、0.2%を占めるメタン及び2.0%を占める一酸化二窒素の排出要因は、公用車の走行に伴うものや一般廃棄物の焼却に伴うもの及び下水の処理に伴うものです。ハイドロフルオロカーボンの排出割合は0.02%と非常に小さく、これは公用車に搭載されているカーエアコンの使用に伴い漏出したものです。

排出された温室効果ガス4種類の温室効果ガス種類別排出量及び排出割合を以下に示します。

##### ■ 温室効果ガスの種類別排出量及び排出割合

温室効果ガスの種類	平成28年度		令和3年度	
	温室効果ガス 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	排出割合 (%)	温室効果ガス 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	排出割合 (%)
二酸化炭素	14,386.0	98.1	12,933.3	97.9
メタン	32.8	0.2	32.5	0.2
一酸化二窒素	251.6	1.7	245.0	1.9
ハイドロフルオロカーボン	1.4	0.01	3.2	0.02
合計	14,671.8	—	13,213.9	—

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

## 1-2 温室効果ガス排出要因

温室効果ガスの排出要因を以下に示します。

令和3年度における温室効果ガス排出要因のうち、電力やガソリンなど燃料を使用することによる温室効果ガスの排出要因を「エネルギー起源」、自動車の走行や一般廃棄物の焼却のように燃料使用以外による温室効果ガスの排出要因を「非エネルギー起源」と区別しました。

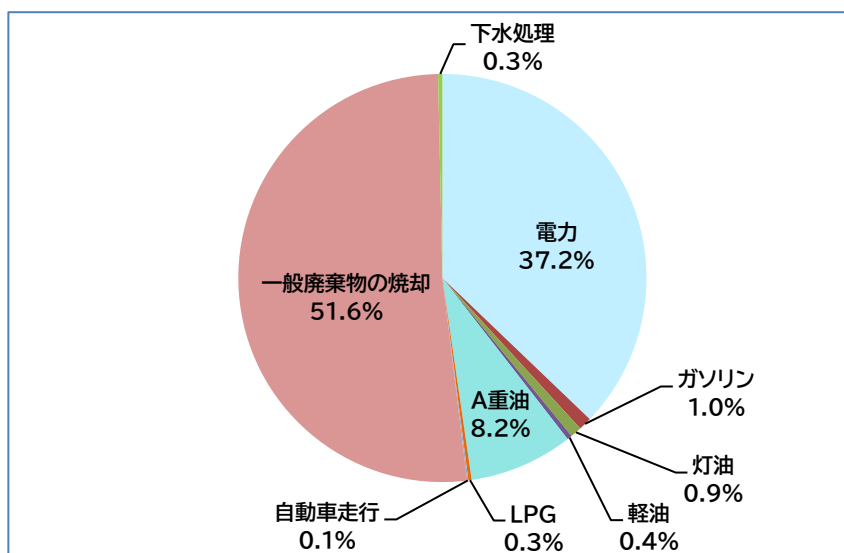
温室効果ガスの排出要因で、一般廃棄物の焼却が最も多く、次いで電力の使用、A重油の使用が続きます。

### ■ 令和3年度における温室効果ガス排出要因

排出要因(単位)		使用量・処理量等 活動量	温室効果ガスの 種類	温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
エネルギー 起源	電力(kWh)	11,133,809	CO <sub>2</sub>	4,910.0
	ガソリン(L)	59,377	CO <sub>2</sub>	137.8
	灯油(L)	47,339	CO <sub>2</sub>	117.9
	軽油(L)	19,958	CO <sub>2</sub>	51.5
	A重油(L)	400,948	CO <sub>2</sub>	1,086.6
	LPG(m <sup>3</sup> )	5,271	CO <sub>2</sub>	34.5
	エネルギーの使用に伴う温室効果ガス排出量 計			
非エネルギー 起源	自動車走行(km)	1,287,643	CH <sub>4</sub>	0.4
			N <sub>2</sub> O	9.2
	カーエアコンの使用 (搭載車数)	221	HFC	3.2
	一般廃棄物の焼却 (t)	9,521	CO <sub>2</sub>	6,595.1
			CH <sub>4</sub>	18.1
			N <sub>2</sub> O	205.4
	下水処理(m <sup>3</sup> )	636,795	CH <sub>4</sub>	14.0
N <sub>2</sub> O			30.4	
エネルギーの使用以外による温室効果ガス排出量 計				6,875.7
合計				13,213.9

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

### ■ 温室効果ガスの排出要因の割合



## (1) 温室効果ガス排出要因の内訳

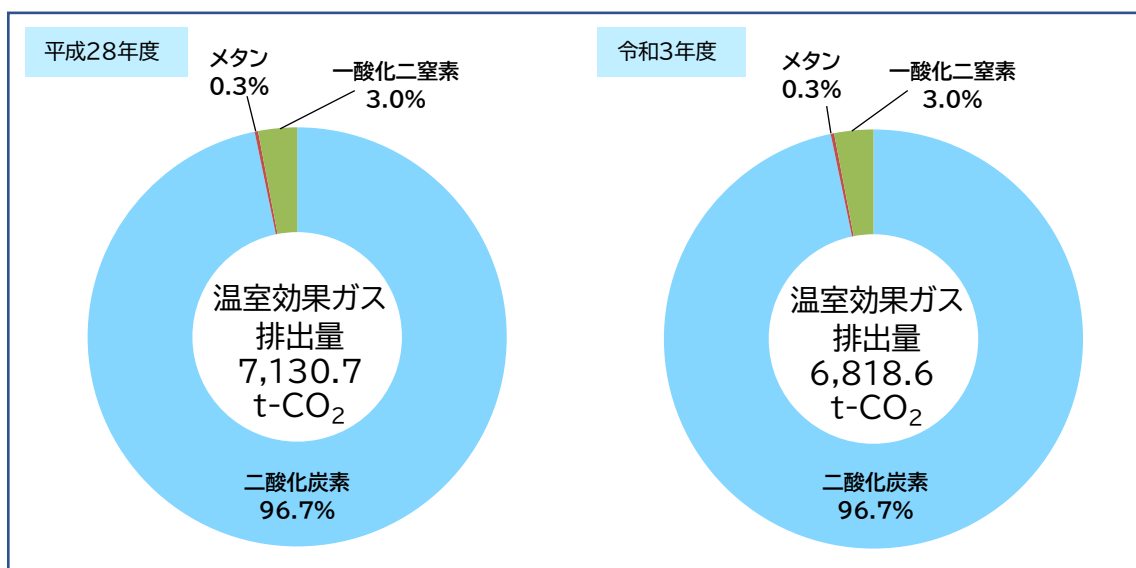
### ① 一般廃棄物の焼却による排出量

令和3年度に環境美化センターで一般廃棄物を焼却することにより発生した温室効果ガスは6,818.6t-CO<sub>2</sub>、第三次計画の基準年である平成28年度と比較すると4.4%削減しました。また、一般廃棄物の焼却量も平成28年度と比較すると3.8%減少しています。

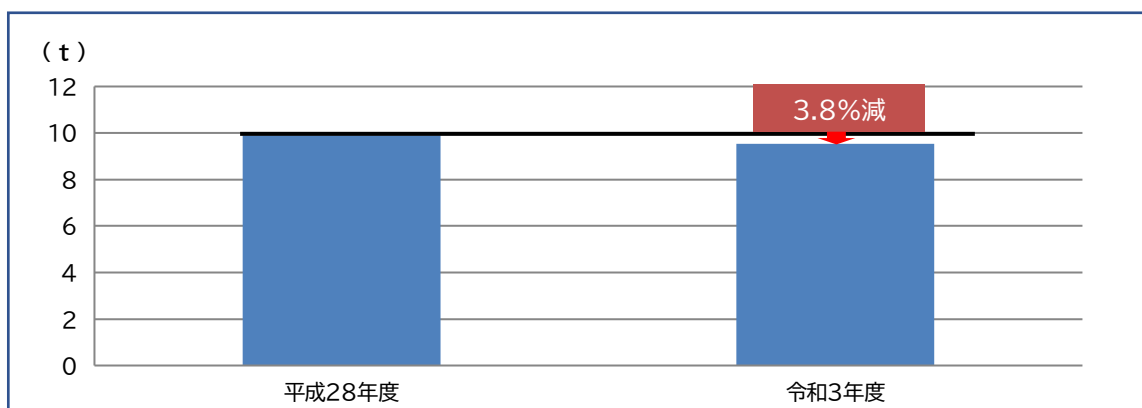
一般廃棄物を焼却することにより排出される温室効果ガス(電力や燃料の使用によるものは除きます。)は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素です。このうち、二酸化炭素は廃プラスチックの焼却量に、メタン及び一酸化二窒素は一般廃棄物の焼却量に応じて排出されます。

一般廃棄物の焼却は重要な公共サービスの1つであり、この排出量は日常生活に伴い排出される可燃ごみによるものです。市民による可燃ごみ削減や4Rへの積極的な取組が必要となることから、市民への更なる普及啓発を引き続き進めることが重要となります。

### ■ 一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出割合(二酸化炭素換算)



### ■ 一般廃棄物の焼却量の変化



## ② 電力使用による排出量

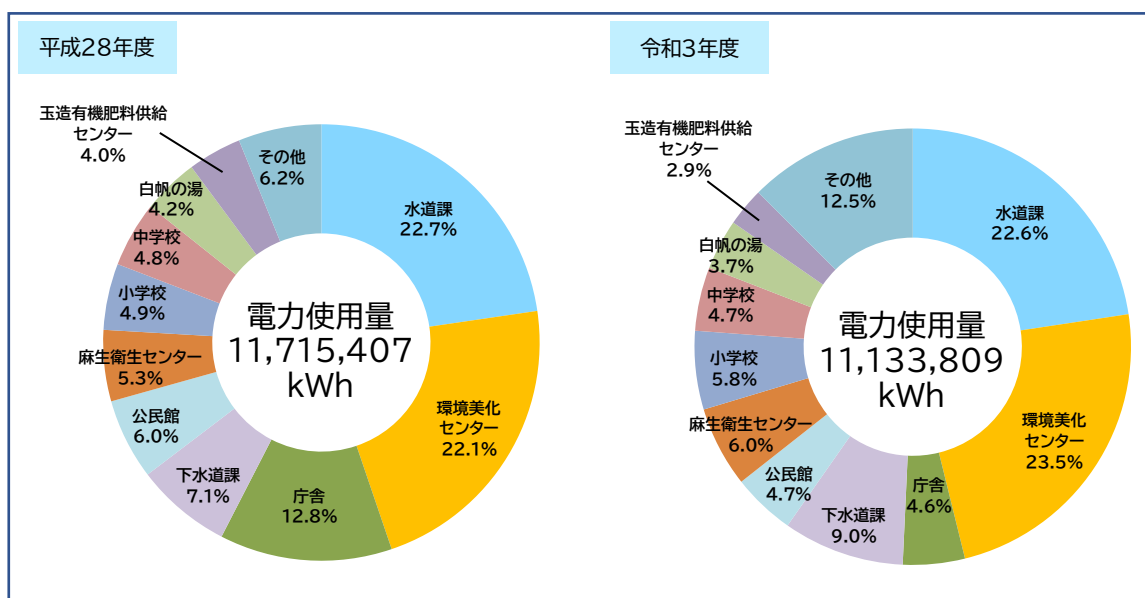
令和3年度の電気使用による温室効果ガス排出量は4,910t-CO<sub>2</sub>、平成28年度と比較すると16.2%削減しています。また、電力使用量も平成28年度と比較すると5.0%減少しています。

令和3年度の電力使用割合では、環境美化センターと水道課がそれぞれ全体の20%以上を占めており、それ以外の施設の電力使用割合は10%以下となっています。電力の使用割合を以下に示しました。電気使用量を平成28年度と比較すると5%削減しています。これは、省エネ等の対策をとったことによってエネルギー消費量が減少したことが考えられます。

### ■ 電力使用量及び温室効果ガス排出量

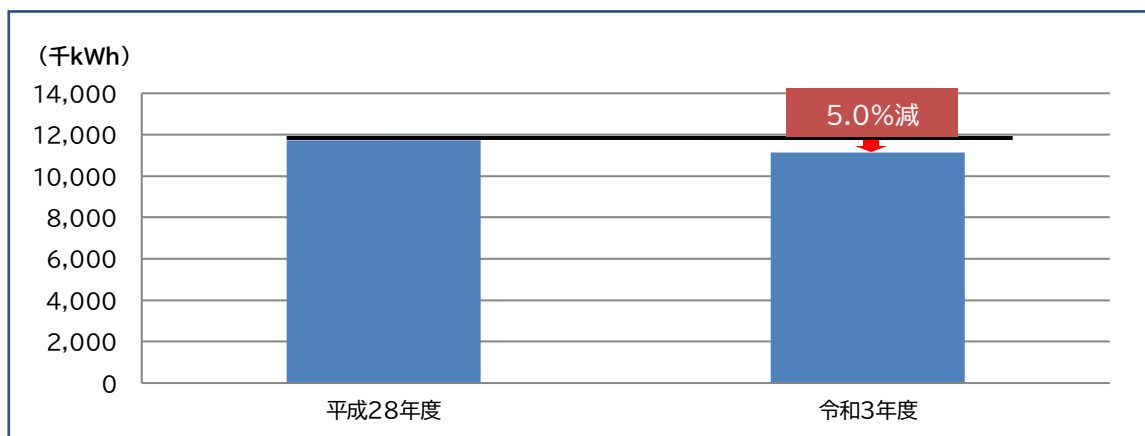
	平成28年度	令和3年度	増減率
電力使用量(kWh)	11,715,407	11,133,809	5.0%減
温室効果ガス排出量(t-CO <sub>2</sub> )	5,858	4,910	16.2%減

### ■ 電力使用の割合



### ■ 電力使用量の変化

※端数処理により合計が一致しない場合があります。



### ③ A 重油使用による排出量

令和3年度のA重油使用による温室効果ガス排出量は1,087t-CO<sub>2</sub>、平成28年度と比較すると9.8%削減されています。また、A重油使用量も平成28年度と比較すると9.8%減少しています。

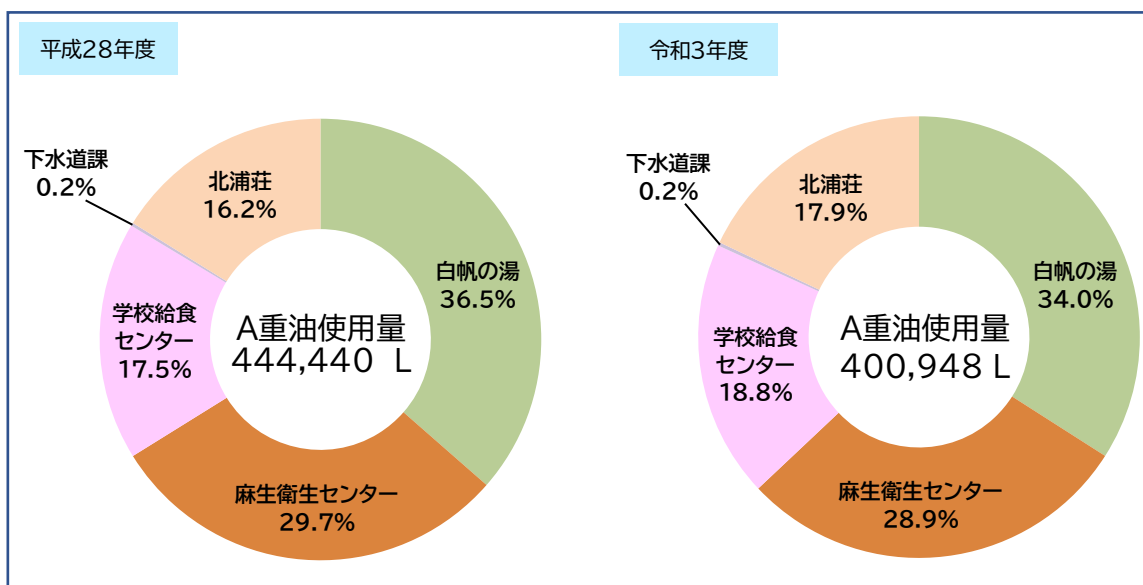
令和3年度のA重油使用量の割合では、白帆の湯と麻生衛生センターがそれぞれ全体の約25%以上を占めており、それ以外の施設では学校給食センターで18.8%、北浦荘で17.9%、下水道課で0.2%となっています。

A重油使用量を平成28年度と比較すると白帆の湯が15.7%減少し、麻生衛生センターでも12.1%減少しています。これは、ボイラー使用時間の短縮等の対策をとったことによってエネルギー消費量が減少したことが考えられます。

#### ■ A重油使用量及び温室効果ガス排出量

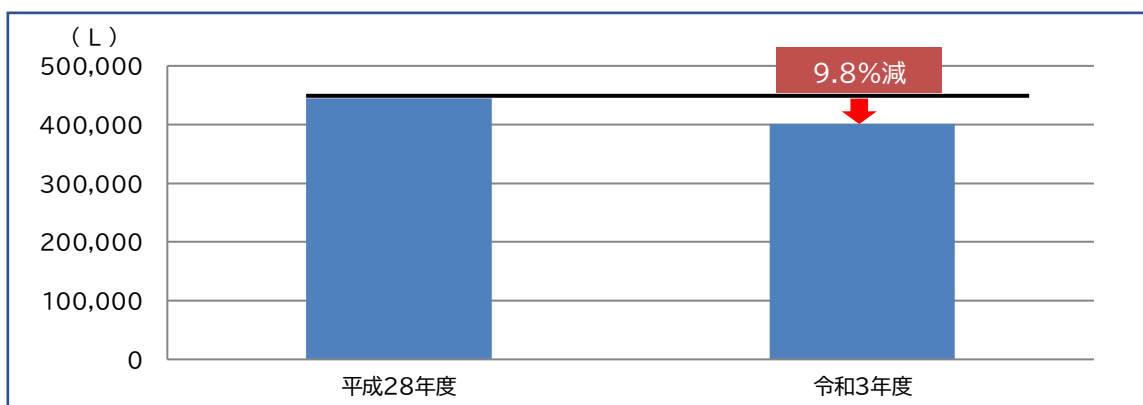
	平成28年度	令和3年度	増減率
A重油使用量(L)	444,440	400,948	9.8%減
温室効果ガス排出量(t-CO <sub>2</sub> )	1,204	1,087	

#### ■ A重油使用量の割合



※端数処理により合計が一致しない場合があります。

#### ■ A重油使用量の変化



#### ④ 公用車使用による排出量

令和3年度の公用車の使用による温室効果ガス排出量は202t-CO<sub>2</sub>で、平成28年度と比較すると18.4%削減しました。

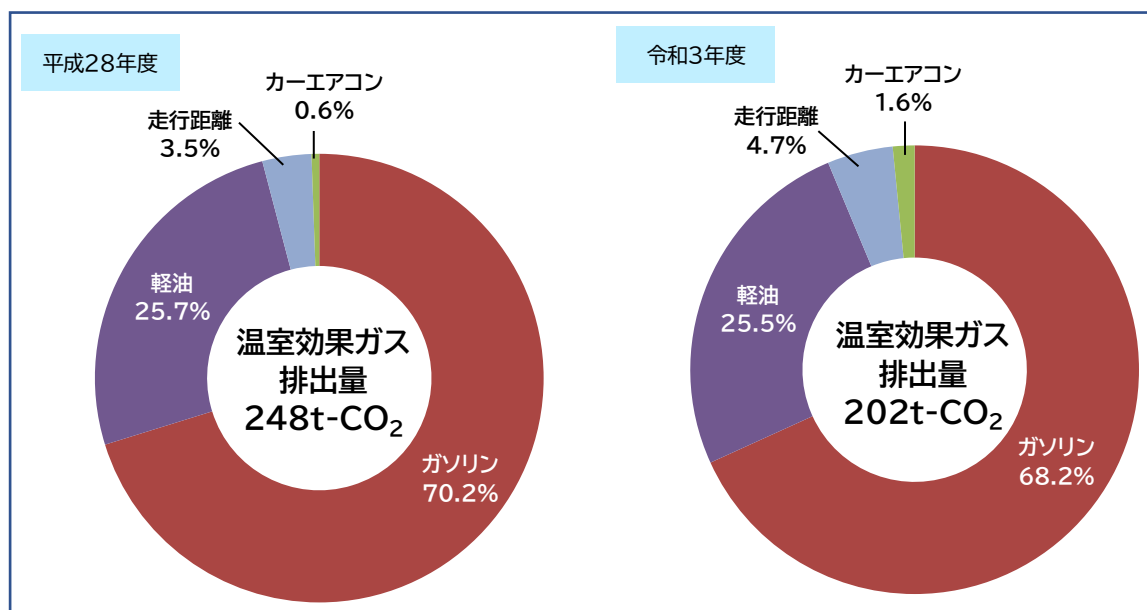
公用車を使用することで排出される温室効果ガスは、ガソリンや軽油を燃料として使うことにより排出される二酸化炭素、公用車の走行により排出されるメタンと一酸化二窒素、カーエアコンを使用することにより排出するハイドロフルオロカーボンがあり、これらによる温室効果ガスの排出量は市の総排出量の約1.5%を占めています。

本市で令和3年度に自動車用燃料として使われたガソリンは、平成28年度と比較すると20.7%減少しました。これは、ハイブリッド自動車を導入したことによるものと考えられます。また、本市では令和3年度現在、ハイブリッド自動車を26台保有しています。

#### ■ 公用車の使用状況及び温室効果ガス排出量

		平成28年度	令和3年度	増減率
ガソリン車	ガソリン使用量(L)	74,913	59,377	20.7%減
	走行距離(km)	1,025,202	1,045,165	1.9%増
	燃費(km/L)	13.7	17.6	/
	台数(台)	117	182	
ディーゼル車	軽油使用量(L)	24,659	19,958	19.1%減
	走行距離(km)	122,199	242,478	98.4%増
	燃費(km/L)	5.0	12.1	/
	台数(台)	19	48	
カーエアコン搭載車数(台)		96	221	/
温室効果ガス排出量(t-CO <sub>2</sub> )		248	202	18.4%減

#### ■ 公用車の走行に伴う温室効果ガス排出量の割合





### ⑤ 灯油使用による排出量

令和3年度の灯油使用による温室効果ガス排出量は1,179t-CO<sub>2</sub>であり、平成28年度と比較すると20.6%削減しました。また、灯油使用量も平成28年度と比較すると20.6%減少しています。

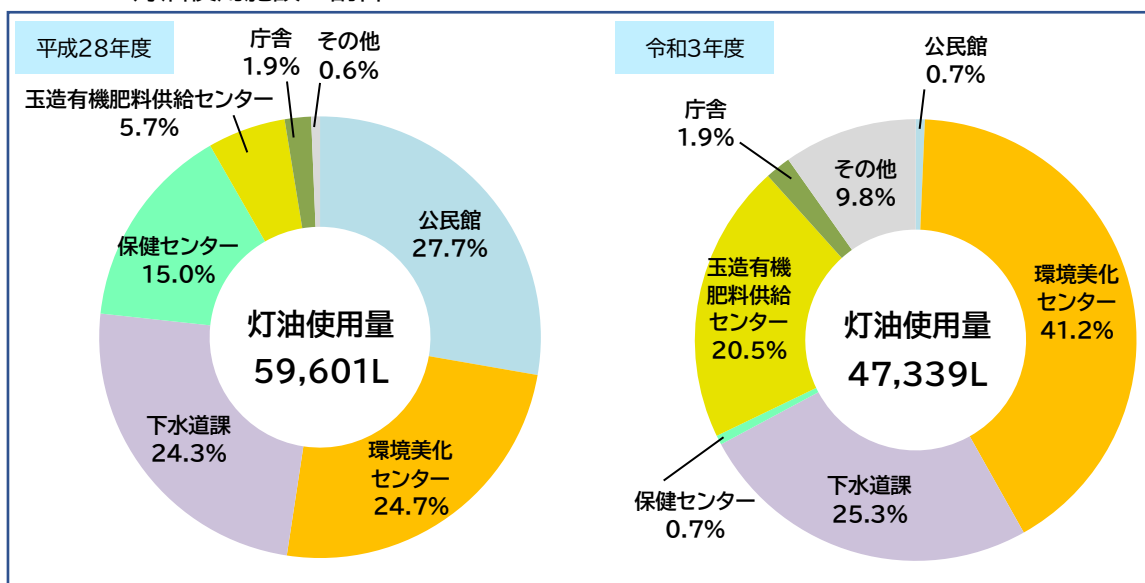
令和3年度の灯油使用量の割合では、環境美化センター、下水道課、有機肥料供給センターで全体の約20%以上を占めています。

また、それぞれ平成28年度に使用量が多かった公民館や保健センターでは、暖房の仕様を灯油ストーブからエアコンに変更したため、灯油使用量が大幅に減少したと考えられます。

#### ■ 灯油使用量及び温室効果ガス排出量

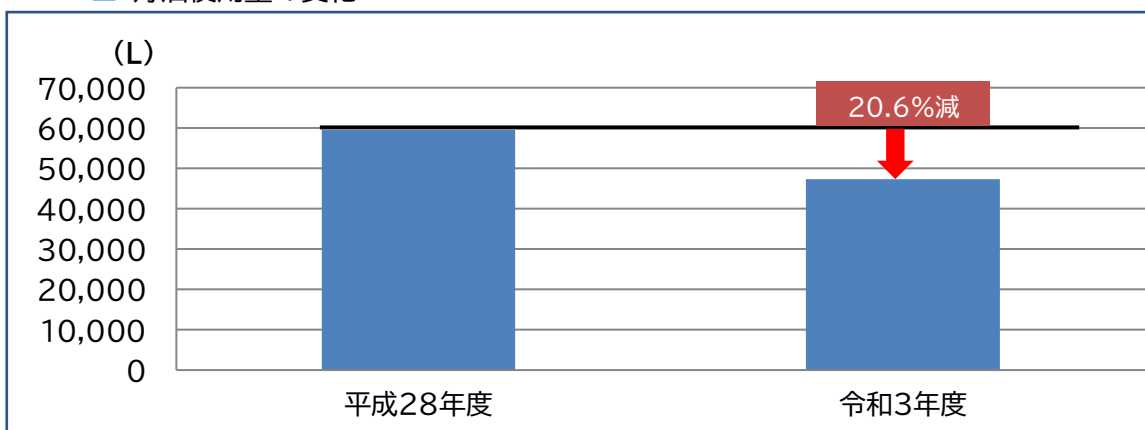
	平成28年度	令和3年度	増減率
灯油使用量(L)	59,601	47,339	20.6%減
温室効果ガス排出量(t-CO <sub>2</sub> )	1,484	1,179	

#### ■ 灯油使用施設の割合



※端数処理により合計が一致しない場合があります。

#### ■ 灯油使用量の変化



## ⑥ プロパンガス(LPG)使用による排出量

令和3年度のプロパンガス(LPG)使用による温室効果ガス排出量は35t-CO<sub>2</sub>であり、平成28年度と比較すると12.9%減少しました。また、プロパンガス(LPG)使用量も平成28年度と比較すると12.9%減少しています。

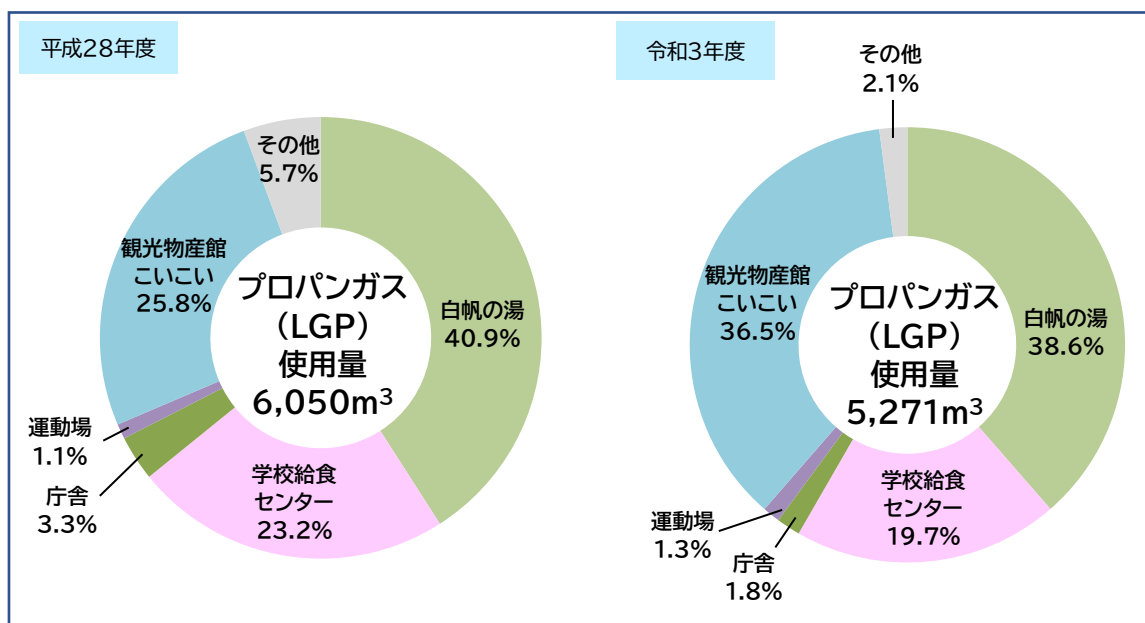
プロパンガス(LPG)使用施設の割合では、白帆の湯が38.6%と最も多く、次いで観光物産館こいこいが36.5%を占めています。そのほかの使用施設の割合を以下に示します。

プロパンガス(LPG)使用量を平成28年度と比較すると観光物産館こいこいが10.7%増加したものの、その他の施設では使用量が減少しています。このことから、使用量削減に向けて省エネ対策していることが考えられます。

### ■ プロパンガス(LPG)使用量及び温室効果ガス排出量

	平成28年度	令和3年度	増減率
プロパンガス使用量(m <sup>3</sup> )	6,050	5,271	12.9%減
温室効果ガス排出量(t-CO <sub>2</sub> )	40	35	

### ■ プロパンガス(LPG)使用施設の割合



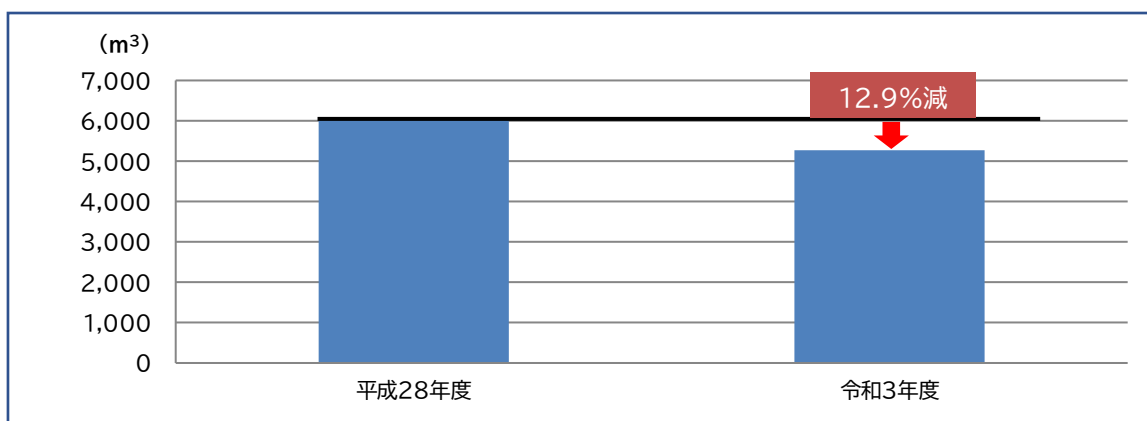
※端数処理により合計が一致しない場合があります。

■ プロパンガス(LPG)使用量の内訳

	平成 28 年度	令和3年度	増減率
白帆の湯	2,476	2,034	17.9%減
学校給食センター	1,406	1,040	26.0%減
庁舎	200	94	53.0%減
運動場	67	68	1.5%増
観光物産館こいこい	1,558	1,926	23.6%増
その他	343	110	67.9%減
図書館	11	5	
麻生衛生センター	1	－	
公民館	133	－	
北浦荘	76	－	
小学校	69	－	
地域包括支援センター	53	35	
ドリームハウス	－	4	
道路維持課	－	1	
高須崎公園 高須崎交流センター	－	1	
保健センター	－	53	
手賀定住促進施設	－	11	
合計	6,050	5,271	12.9%減

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

■ プロパンガス(LPG)使用量の変化



### ⑦ 下水の処理による排出量

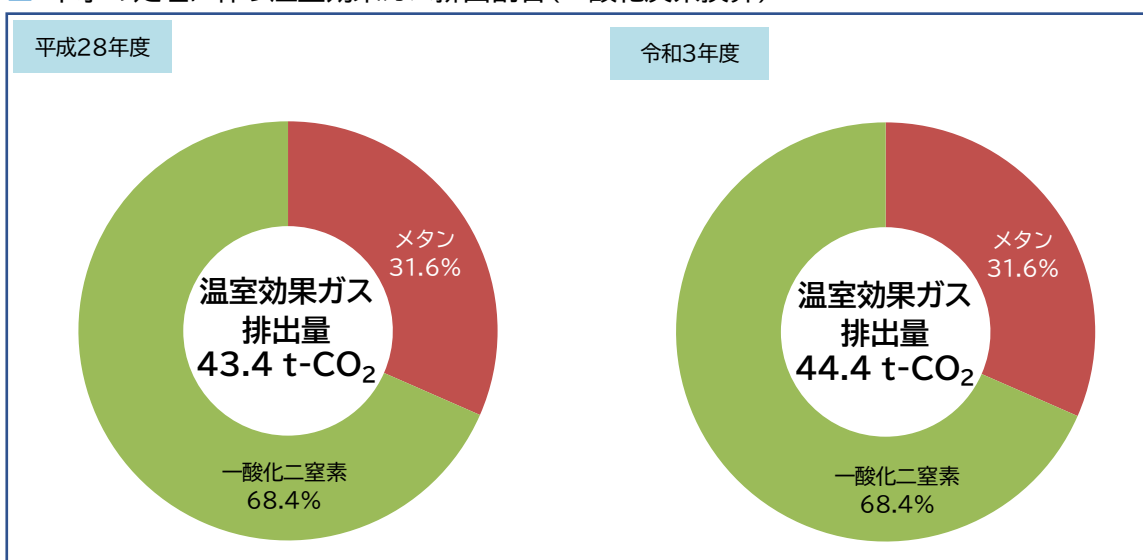
令和3年度の下水の処理に伴う温室効果ガス排出量は44.4t-CO<sub>2</sub>であり、平成28年度と比較すると2.3%増加しています。また、下水処理量も平成28年度と比較すると2.3%増えています。

下水の処理に伴い排出される温室効果ガスは、その処理量に応じて排出されますが下水処理を普及することは、快適で衛生的な市民生活の実現や霞ヶ浦(西浦・北浦)を始めとする水質浄化を図るため必要な事業となります。引き続き住民の皆様への水道水削減等の協力が必要となることから、市民の皆様への普及啓発を進めることが必要となります。

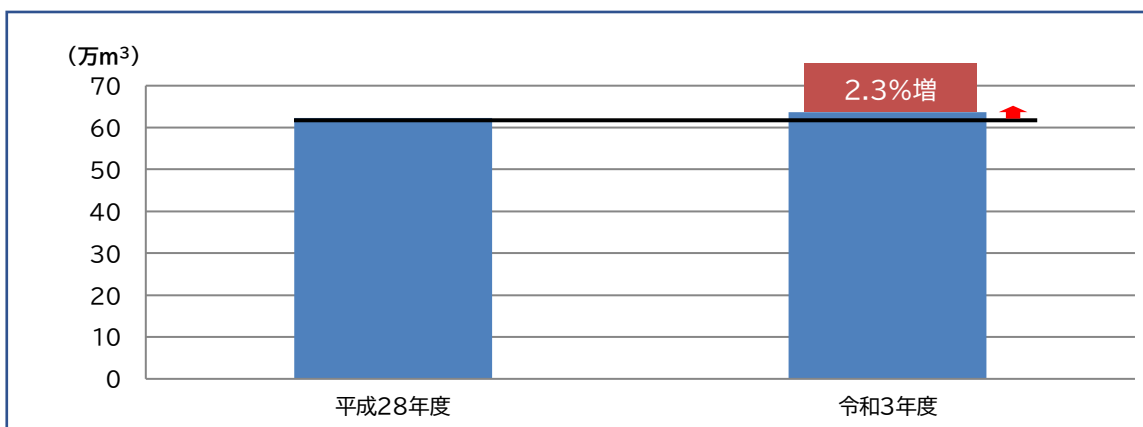
#### ■ 下水の処理量及び温室効果ガス排出量

	平成28年度	令和3年度	増減率
下水処理量(m <sup>3</sup> )	622,420	636,795	2.3%増
温室効果ガス排出量(t-CO <sub>2</sub> )	43.4	44.4	

#### ■ 下水の処理に伴う温室効果ガス排出割合(二酸化炭素換算)



#### ■ 下水の処理量の変化



## 第3章 行方市の温室効果ガス排出削減目標

### 1 省エネ法

国は令和4年3月「エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「省エネ法」という。)」の改正が閣議決定されました。省エネ法では、事業者全体のエネルギー使用量が原油換算値で1,500kL/年度以上であれば、その量を国へ届け出て特定事業者の指定を受けることとしています。本市は平成21年度に使用したエネルギー量が原油換算で2,230kLであったため、平成22年度に国に対しエネルギー使用状況を届け出て、特定事業者として指定されています。特定事業者として指定されると、年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減が求められます。

\*エネルギー消費原単位:エネルギーを消費する事業に密接な値(例えば、庁舎ならば「延床面積」や下水処理場ならば「汚水処理量」など)によりエネルギー使用量を割って求められた値。

$$\text{エネルギー消費原単位} = \text{電力・燃料の使用量} \times \text{原油換算係数} / \text{密接な値(延床面積等)}$$

上の式で示されるように、エネルギー消費原単位は、温室効果ガス排出量の算定と同様に、使用される電力や燃料の量によります。省エネ法ではエネルギーの使用量そのままではなく原単位(単位床面積当たりのエネルギー使用量等)の低減を求められています。

### コラム 改正省エネ法(令和5年4月制度施行)

#### ■ 改正省エネ法の主な見直し3つのポイント

##### 1. エネルギーの定義変更

対象となるエネルギー(燃料、熱、電気)に非化石エネルギー(太陽光等)が追加

##### 2. 非化石エネルギーへの転換

非化石エネルギーの使用について、非化石エネの使用割合向上  
(中長期計画等作成、購入エネルギーの非化石化)

##### 3. 電気需要最適化

電力デマンド対策について、再エネ発電量に応じて調整

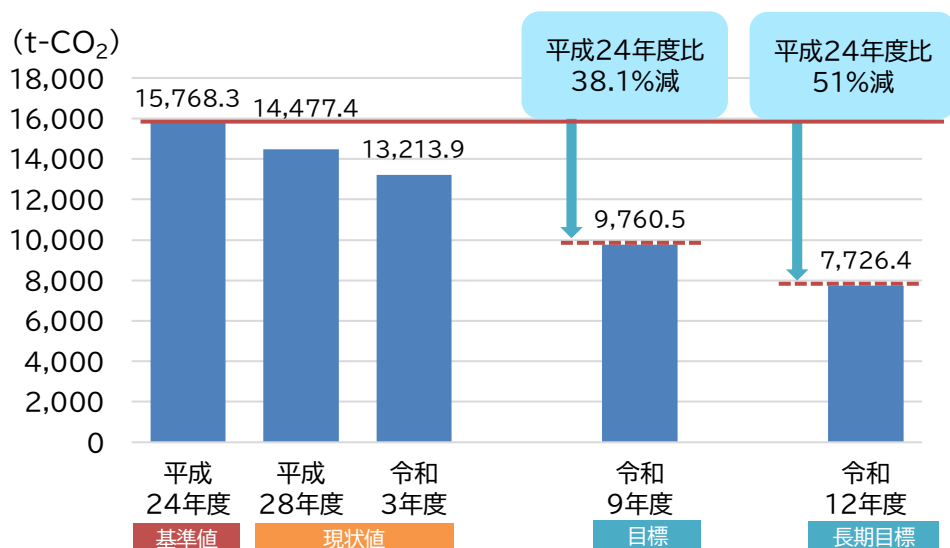
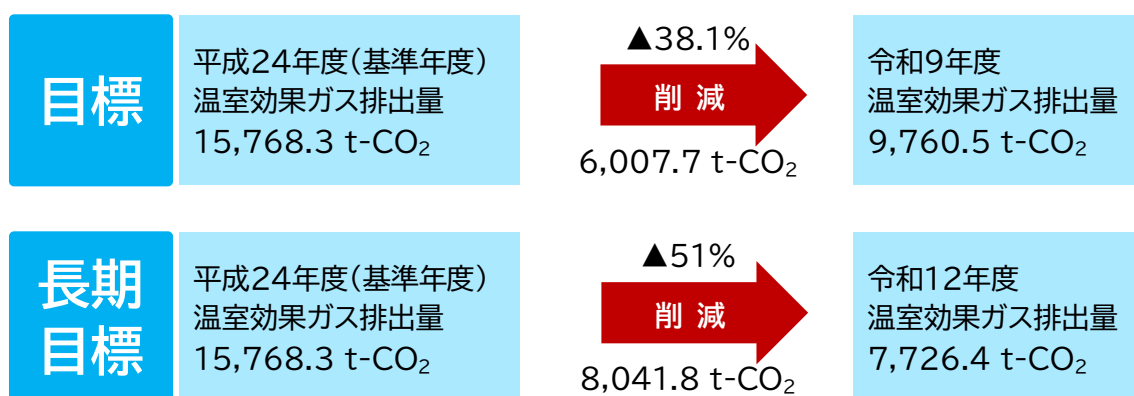
再エネ多 ⇒ 夜より昼使う

再エネ少 ⇒ 昼より夜使う

## 2 温室効果ガスの削減目標

国の「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス総排出量の削減目標として「令和12年度に平成25年度比46%削減」を掲げており、地方公共団体の事務及び事業の多くが該当する「業務その他の部門」では、平成25年度比51%削減と更に高い目標が掲げられています。

本市の温室効果ガス排出削減目標の設定に当たっては、国の「業務その他の部門」における削減目標に準じ、令和12年度を長期目標とし、令和9年度の目標を以下のとおりとします。ただし、基準年度となる平成25年度の値が欠測しているため、平成24年度を基準年度とします。また、従来の省エネルギーなどの手法だけでは目標の達成は困難です。本計画だけでなく、市公共施設等の管理計画などと連携し取組体制を強化し排出削減を目指します。



## 第4章 温室効果ガス排出量削減のための取組

### 1 取組の基本方針

温室効果ガス排出量を削減するため、職員による省エネ行動を推進し、事務・事業で使用されるエネルギーの中で、大きな割合を占めている電気を主として、公用車で使用されるガソリン・軽油、その他設備機器の燃料と使用されている灯油・LPG等の使用量の削減、運用方法の見直しに努めます。そして、施設の新設、修繕を実施する際は、再生可能エネルギー設備や環境負荷の少ない機器の導入を検討します。また、空調設備、照明設備等について、運用方法の見直しを行い、省エネ対策に努めます。

### 2 温室効果ガス排出量削減のための取組

#### (1) 電力使用量の削減

本市の事務及び事業により排出される温室効果ガスのうち、電力の使用に伴うものは約37.1%を占めています。令和3年度現在、小中学校の統廃合や庁舎、施設の廃止等が概ね完了しているため電力の使用により排出される温室効果ガスの削減は見込めません。

しかし、施設の新設や修繕を実施する際に、再生可能エネルギー設備や環境負荷の少ない機器の導入を行うことで、電力から排出される温室効果ガスの削減に努めることが出来ます。また、引き続き前計画の取組を実施し省エネ対策に努めます。

#### ■ OA機器

- ✔ 国際エネルギースターロゴ表示機器等エネルギー効率の高い製品を選択し、導入します。
- ✔ エコマークをはじめとする環境ラベル等の環境負荷の低減に資する製品の調達に努めます。
- ✔ パソコンは省スペース型及びノート型の機種を原則として採用します。
- ✔ コピー機の省電力(余熱)モードのある機種については、設定時間などを確認し、使いやすく無駄のないように設定します。
- ✔ 夜間や休日等職員が出勤しない時は、支障が出ない範囲で待機電力にせず電源を切ります。
- ✔ コピー機やプリンターの設置箇所を見直し、適切な配置、管理を行います。

## コラム 環境ラベル

### ■ 国際エネルギースタープログラム

オフィス機器の国際的省エネルギー制度です。製品の消費電力などについて基準が設定され、基準を満たす製品(コンピュータ、ディスプレイ、画像機器、コンピュータサーバ等)にロゴの使用が認められています。

#### 表示例



国際エネルギースターロゴ

出典:国際エネルギースタープログラムホームページ

### ■ エコマーク

様々な商品(製品およびサービス)の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。

#### 表示例





出典:(公財)日本環境協会 エコマーク事務局

### ■ 省エネルギーラベル

省エネ基準をどの程度達成しているかを家電製品等に表示したもの。基準達成製品は緑色、達成していないものはオレンジ色で表します。

#### 表示例

-  省エネ基準達成率100%以上
-  省エネ基準達成率100%未満

### ■ 統一省エネルギーラベル

省エネラベリング制度と合わせて、製品の省エネ性能を星の数でわかりやすく表したものです。

#### 表示例



出典:経済産業省資源エネルギー庁ホームページ

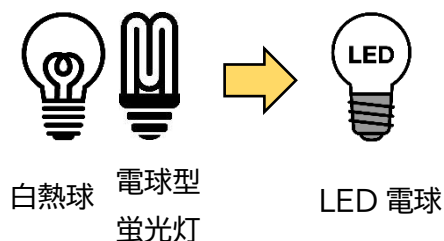


## ■ 照明機器

- ✔ 省エネルギー型の蛍光灯や省エネ型照明機器を選択します。
- ✔ 広さに合った適正規格・適正配置の導入に努めます。
- ✔ 白熱球の更新の際には、電球型蛍光灯やLED電球を選択し、また庁舎の照明について計画的にLED化を進めます。
- ✔ 昼休みは、窓口業務を除き原則として消灯を行います。
- ✔ 業務に支障のない範囲で室内の蛍光灯の消灯及び蛍光管の本数の削減を行います。
- ✔ 廊下、階段等の共有部分の照明は、支障にならない範囲で消灯します。
- ✔ 照明器具の清掃を定期的実施します。
- ✔ 長時間使用しない場所(トイレ、倉庫等)の照明は電源を切る又はコンセントを抜き、待機電力の削減をします。
- ✔ 残業時の点灯は最低限必要な箇所だけにします。
- ✔ 施設等の照明点灯箇所の再検討を行います。
- ✔ 自然採光も利用し、適正な照度を保ちます。

## コラム 電球型 LED

白熱電球用のソケットに直接装着して使用できるLED電球。電球型蛍光灯の約4倍程度長寿命、白熱電球の約1/6程度の消費電力。



## ■ 家電製品及び空調

- ✔ 省エネラベル(緑色)の表示されている製品を選択します。
- ✔ 最小限の機器購入に努めるとともに、用途にあった適正規模の機器を選択します。
- ✔ 冷蔵庫や業務用冷凍機器については、非フロン系製品またはフロン規制対応製品を購入します。
- ✔ 電気ポットやテレビ等の家電製品については、使用時間を限定し、また、使用しない時はコンセントを抜き、待機電力を削減します。
- ✔ 自動販売機は、台数の見直しを行い、設置する場合はエネルギー消費効率の高い製品を設置します。
- ✔ クールビズやウォームビズ等を取り入れ、室温を適正に管理(暖房 20℃、冷房 28℃)します。
- ✔ 空調機器の運転時間は執務時間内とし、不要な運転は行いません。
- ✔ 空調機器のフィルターの清掃など、設備・機器の保守点検を定期的に行います。
- ✔ ブラインドの利用や窓ガラスへの断熱、遮光フィルムの貼り付けなどにより室内の温度管理を行います。
- ✔ 電力使用量の計測、記録をとることによりエネルギー使用量の見える化を行います。
- ✔ 夏期にはグリーンカーテンの導入により、空調設備の負荷を低減するとともに景観の向上に努めます。

## コラム クールビズ・ウォームビズ ～ 快適に働くスタイル ～

### ■ クールビズ

- ・うちわや扇子を利用して体感温度を下げる
- ・冷感グッズを使用してひんやり快適に
- ・ブラインドや断熱シートで室温上昇ストップ
- ・勤務時間の朝型シフト(残業を減らす効果も期待できるので照明等に使用する電力の節電にも効果あり)
- ・扇風機を効果的に活用して冷たい空気を循環させる
- ・OA機器や照明からの放熱も冷房効率に影響するので、使わない機器の電源はOFFに

### ■ ウォームビズ

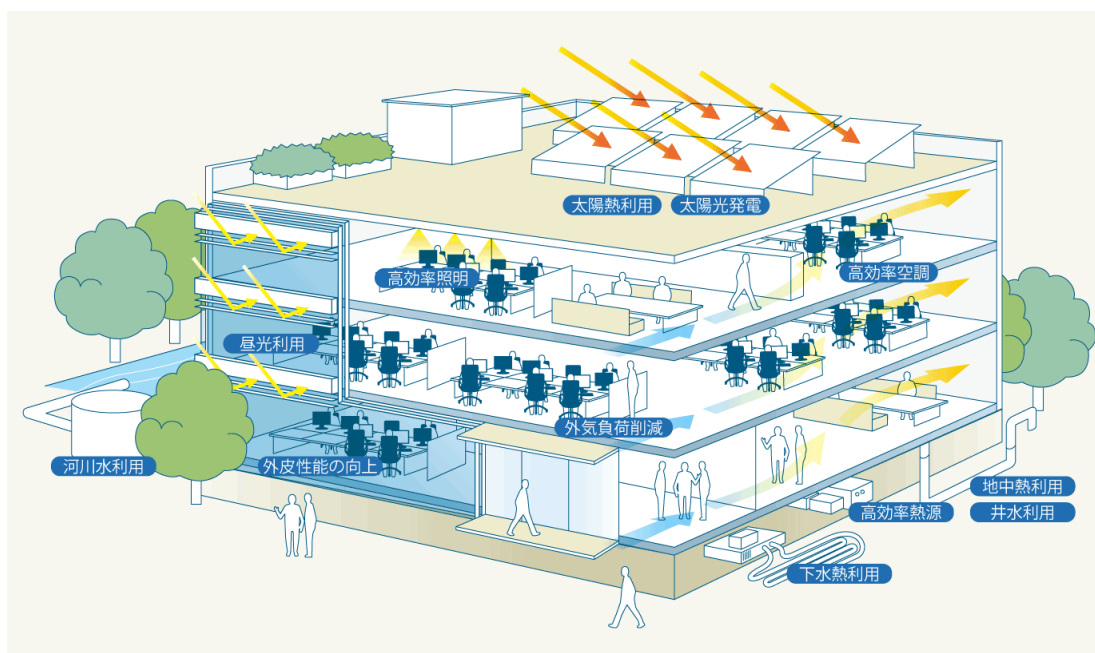
- ・首、手首、足首の「三つの首」をあたためるため、マフラー、手袋、レッグウォーマーを活用
- ・セーターなど上に羽織るものは機能性素材を選んで着ぶくれ防止
- ・温度計、湿度計を近くに置いて室内環境を「見える化」
- ・湯たんぽ、毛足の長いスリッパやクッションなどを効果的に活用
- ・通勤、通学で一駅分を歩くなど、3階程度なら階段を使うことで体温上昇にも健康にも効果的

## ■ その他

- ✔ 公共施設に太陽光発電設備や蓄電池等の再エネ設備を設置し、地域のレジリエンスを強化していくことを検討します。
- ✔ 公共施設を新築及び改修する際は建築物の長寿化によるライフサイクルを通じた省エネの推進を図ります。また、ZEB化を検討し建物で消費するエネルギー収支をゼロにすることを目指します。
- ✔ 使用エネルギーを一元化して可視化する手法を検討し、庁舎全体で最適な施設管理を行います。
- ✔ 公共施設敷地内や周辺街路等にソーラー発電による街灯を設置することを検討します。
- ✔ 電気事業者を見直し、電力の発電に伴う二酸化炭素排出量の少ない(基礎排出係数の小さい)事業者との契約を検討します。

## コラム ZEB とは

ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)とは、建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費するエネルギー量が大幅に削減されている最先端の建築物です。ZEB を実現・普及することにより、業務部門におけるエネルギー需給構造を抜本的に改善することが期待されます。



出典:経済産業省資源エネルギー庁省エネポータルサイト

## (2) 公用車の使用

公用車の使用による温室効果ガス排出量は全体の約1.5%を占めています。今後、公用車の燃費向上やハイブリッド車等の次世代自動車の導入など公用車の選択や利用方法等を検討・実践することで、更なる温室効果ガス排出量の削減に努めます。

- ✔ 電気自動車などの次世代自動車の導入を推進します。
- ✔ 更新時においては、可能な限り排気量の小さい車両を選択します。エコマークをはじめとする環境ラベル等の環境負荷の低減に資する製品の調達に努めます。
- ✔ 低公害車、低燃費車を優先的に配車します。  
自動車の燃費は車両ごとに異なります。市が所有する公用車の燃費は様々です。同様の車種を使用する場合より燃費のよい車両を使用することで、燃料の消費を抑えることができます。
- ✔ 公用車で同一場所、同一方向に行く場合は、可能な限り相乗りに努めます。
- ✔ 運転の際はエコドライブを心がけ、更なる燃費の向上を目指します。

### ■ エコドライブ10のすすめ

エコドライブとは、燃料消費量やCO<sub>2</sub>排出量を減らし、地球温暖化防止につながる“運転技術”や“心がけ”です。また、エコドライブは、交通事故の削減につながります。燃料消費量が少ない運転は、お財布にやさしいだけでなく、同乗者が安心できる安全な運転でもあります。心にゆとりをもって走ること、時間にゆとりをもって走ること、これもまた大切なエコドライブの心がけです。

#### 1 自分の燃費を把握しよう

自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。車に装備されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネットでの燃費管理などのエコドライブ支援機能を使うと便利です。

#### 2 ふんわりアクセル「eスタート」

発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう(最初の5秒で、時速20km程度が目安です)。日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながります。

#### 3 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。

#### 4 減速時は早めにアクセルを離そう

信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジンブレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。また、減速するときや坂道を下るときにもエンジンブレーキを活用しましょう。

## 5 エアコンの使用は適切に

走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。

## 6 ムダなアイドリングはやめよう

待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐車の際は、アイドリングはやめましょう<sup>(※1)</sup>。10分間のアイドリング(エアコンOFFの場合)で、130cc程度の燃料を消費します。また、現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です<sup>(※2)</sup>。エンジンをかけたらすぐに出発しましょう。

## 7 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートをあらかじめ確認しましょう。たとえば、1時間のドライブで道に迷い、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。さらに、出発後も道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃費と時間の節約になります。

## 8 タイヤの空気圧から始める点検・整備

タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう<sup>(※3)</sup>。タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します<sup>(※4)</sup>。また、エンジンオイル・オイルフィルタ・エアクリナーエレメントなどの定期的な交換によっても燃費が改善します。

## 9 不要な荷物はおろそう

運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は、荷物の重さに大きく影響されます。たとえば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。また、車の燃費は、空気抵抗にも敏感です。スキーキャリアなどの外装品は、使用しないときには外しましょう。

## 10 走行の妨げとなる駐車はやめよう

迷惑駐車はやめましょう。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。迷惑駐車のない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。

※1 交差点で自らエンジンを止める手動アイドリングストップは、以下の点で安全性に問題があるため注意しましょう。(自動アイドリングストップ機能搭載車は問題ありません。)

- ・手動アイドリングストップ中に何度かブレーキを踏むとブレーキの効きが悪くなります。
- ・慣れないと誤動作や発進遅れが生じます。またバッテリーなどの部品寿命の低下によりエンジンが再始動しない場合があります。
- ・エアバッグなどの安全装置や方向指示器などが作動しないため、先頭車両付近や坂道での手動アイドリングストップは避けましょう。

※2 -20℃程度の極寒冷地など特別な状況を除き、走りながら暖めるウォームアップ走行で充分です。

※3 タイヤの空気圧は1ヶ月で5%程度低下します。

※4 適正値より50kPa(0.5kg/cm<sup>2</sup>)不足した場合。

出典:COOL CHOICE ホームページ



### (3) その他の燃料

その他燃料(A 重油、灯油、プロパンガス)の使用による温室効果ガスの排出については、電力同様、小中学校の統廃合や庁舎、施設の廃止等が概ね完了しているため、今後のボイラーの使用中止や暖房機器の変更による削減は見込めませんが、ボイラー、ストーブ、湯沸かし器等の適切な使用による更なる排出量の削減を目指します。

- ✔ クールビズやウォームビズ等を取り入れ、室温を適正に管理(暖房 20℃、冷房 28℃)し、ボイラーやストーブの運転を抑制します。
- ✔ 夏期において翌朝の温度上昇を防ぐため、退庁時に窓際のブラインドやカーテンを閉める等、遮光を管理し冷房の効率化を図ります。

### (4) その他環境に配慮した取組

#### ■ 用紙・文具・事務用品の購入・使用についての配慮

- ✔ 購入の際は、エコマークやグリーンマークの付いた環境ラベリング製品(環境に配慮している製品であることを示すマークの付けられた製品)を選択します。
- ✔ コピー用紙等は、古紙配合率100%で白色度70%以下の再生紙を使用します。
- ✔ 外部発注による印刷物、報告書等の印刷用紙についても、古紙配合率が高く、かつ白色度が低い再生紙の使用に努めます。
- ✔ 各種資料等は共有化を図り、個人所有の資料等は無くすようにします。
- ✔ 簡易な事務連絡等については、回覧、掲示板、コンピューターネットワークを使うことにより、用紙類の使用を控えます。
- ✔ 特殊な用途を除き、両面コピーを徹底します。
- ✔ コピー機の使用後はリセットし、ミスコピーを防止します。
- ✔ ボールペン等の文具やその他の事務製品は、再生材料から製造されたものを購入します。
- ✔ 詰め替え、継ぎ足し可能な製品の購入に努めます。

#### ■ 資源化・省資源

- ✔ 裏面が白紙である用紙はメモ用紙に活用する等廃棄前に再利用を図ります。
- ✔ 廃棄される用紙類や書類は可能な限り古紙回収へ回します。
- ✔ ごみの分別徹底を図ります。
- ✔ 缶、ビン、ペットボトル等の分別回収を徹底します。
- ✔ マイボトルやマイ箸等の利用を推進し、リフューズを徹底します。
- ✔ 家電製品、公用車等の更新・廃棄にあたっては、フロン類が使用されていないか確認し、適切な処理を行います。

## ■ 水の使用

- ✔ 日常的な節水の励行に努めます。
- ✔ 節水コマの設置等、水の削減に向けた環境を整えます。
- ✔ 水漏れの定期点検を行います。
- ✔ 芝生や植木などの散水には、雨水を活用します。
- ✔ 雨水利用設備等の導入を検討します。

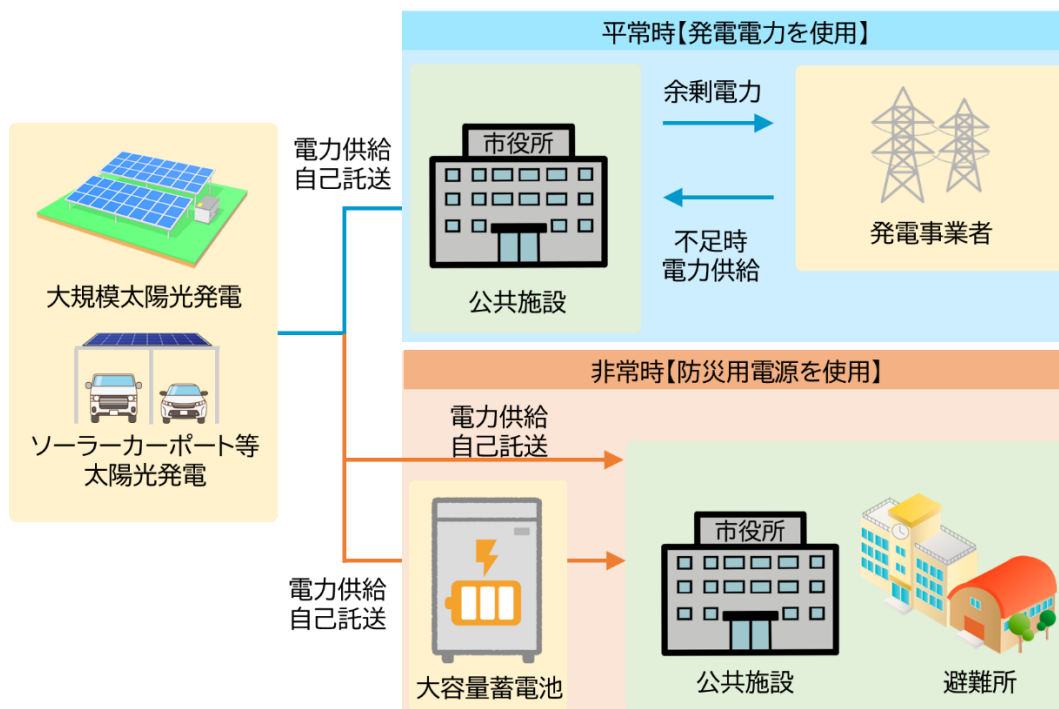
## ■ 職員の意識醸成・率先行動推進

- ✔ 職員の環境意識向上のための研修会や勉強会等の開催を検討します。
- ✔ 職員等の環境に関するセミナーやシンポジウムへの積極的な参加を推進します。

## コラム 公共施設のレジリエンス強化

公共施設においては、防災拠点・避難所として位置づけられています。また、災害等の停電時においても、その機能を維持することが求められています。

大規模太陽光発電設備と大容量蓄電池の導入により、平常時は庁舎の電力を全て賄い、災害時(停電時)においては長時間の業務継続が可能となるよう特定負荷回路に電力供給を行い、基本的に電力会社の電力供給に頼らない自立した電源を確保し、レジリエンス強化を図るシステム創りが重要となります。



出典:茨城県地球温暖化防止活動推進センター

## 第5章 実行計画の推進

### 1 推進体制

各課に「推進担当者」を置き、各所属等における本計画の取組を推進するとともに、事務局と協力して総合的な推進を図っていきます。

#### ■ 推進担当者

各課等適切な単位で設置し、各課等での取組を推進するとともにその進行管理を行います。

#### ■ 事務局

本計画の事務局は環境課内に置きます。事務局は各所属、各課等の実施状況を把握するとともに総合的な進行管理を行います。

### 2 職員に対する普及啓発

事務局は、推進担当者及び職員全員に対する環境問題に関する情報提供を行い、本計画の普及啓発に努めます。

### 3 実施状況の点検・評価

- ✔ 電気、燃料等エネルギーの年間使用量等温室効果ガスの排出に係る諸活動量及び用紙や水道の使用量等を課、所属等適切な範囲で把握します。
- ✔ 推進担当者は、各課等の事務事業の中で活動量や使用量を把握し、今後の取組への強化等を検討し、職員全員で実施するよう指導します。
- ✔ 推進担当者は毎年8月末までに本計画の実施状況を事務局に報告します。(様式1)
- ✔ 推進担当者は、物品の購入や印刷物の発注等を行う場合、また、施設の新設や改築、設備の更新等を行う場合は、環境への配慮がされているかチェックします。
- ✔ 事務局は、毎年本計画の実施状況をとりまとめ、総合的な評価を行い、取組状況やその効果等について報告・協議します。また、温室効果ガスの総排出量等の実績については、毎年度公表します。
- ✔ 本計画は、施設の変化や実施状況を点検し、必要に応じて見直しを行います。



## 資料編

### ■ 温室効果ガス排出量の算定

温室効果ガス排出量の算定にあたっては、各年度の活動量(燃料の使用量等)をもとに、温対法に基づく地方公共団体の事務事業に係る「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)・(本編)」(令和4年3月)に基づき、温室効果ガス排出係数を用いて二酸化炭素排出量等に換算し温室効果ガス排出量を算定します。なお、本計画の表及びグラフでは小数点以下第2位を四捨五入しています。ただし、小数点以下第2位まで表示しているものについては小数点以下第3位を四捨五入しています。

### ■ 計算式

$$\text{温室効果ガス排出量} = \Sigma (\text{活動量} \times \text{温室効果ガス排出係数} \times \text{地球温暖化係数})$$

### ■ 算出方法

#### 🌿 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)

ガソリン使用量 59,377 L	×	排出係数 2.32	×	地球温暖化係数 1	=	温室効果ガス排出量 1,378.75 t-CO <sub>2</sub>
温室効果ガス排出量			温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)			

#### 🌿 メタン(CH<sub>4</sub>)

ガソリン車走行距離 (軽自動車) 305,040 km	×	排出係数 0.00001	×	地球温暖化係数 25	=	温室効果ガス排出量 0.08 t-CO <sub>2</sub>
-----------------------------------	---	-----------------	---	---------------	---	-------------------------------------

#### 🌿 一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)

ガソリン車走行距離 (軽自動車) 305,040 km	×	排出係数 0.000022	×	地球温暖化係数 298	=	温室効果ガス排出量 2.00 t-CO <sub>2</sub>
-----------------------------------	---	------------------	---	----------------	---	-------------------------------------

#### 🌿 ハイドロフルオロカーボン(HFC)

カーエアコン装備車 台数 221 台	×	排出係数 0.01	×	地球温暖化係数 1,430	=	温室効果ガス排出量 3.16 t-CO <sub>2</sub>
--------------------------	---	--------------	---	------------------	---	-------------------------------------

■ 温室効果ガス排出係数

「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)

(旧温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン)令和4年3月 環境省」を参考。

調査項目			単位	対象ガスの排出係数			
				CO <sub>2</sub>	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O	HFC-134a
燃料の使用	ガソリン	自動車等その他	L	2.32			
	灯油	自動車等その他	L	2.49			
	軽油	自動車等その他	L	2.58			
	A重油	自動車等その他	L	2.71			
	液化石油ガス(LPG)	自動車等その他	m <sup>3</sup>	6.55			
電気使用量(一般電気事業者:東京電力エナジーパートナー(株))			kWh	0.441			
自動車の走行	ガソリン・LPG	軽自動車	km		0.00001	0.000022	
		普通・小型乗用車	km		0.00001	0.000029	
		軽貨物車	km		0.000011	0.000023	
		普通貨物車	km		0.000035	0.000039	
		小型貨物車	km		0.000015	0.000026	
		特殊用途車	km		0.000035	0.000035	
	軽油	普通・小型乗用車	km		0.000002	0.000007	
		普通貨物車	km		0.000015	0.000014	
小型貨物車		km		0.0000076	0.000009		
特殊用途車		km		0.000013	0.000025		
HFC-134a	カーエアコンの使用(年間)	台				0.01	
一般廃棄物(廃プラスチック)の焼却量			t	2,526			
一般廃棄物の焼却量	バッチ燃焼式	t		0.076	0.0724		
下水処理量			m <sup>3</sup>		0.00088	0.00016	
船舶の航行	軽油	kL		0.25	0.073		
	A重油	kL		0.26	0.074		
地球温暖化係数(CO <sub>2</sub> 換算)				1	25	298	1,430

様式1

### 温室効果ガス排出活動量調査票

調査年度 (右の中から選択して下さい。)	<input type="text"/>	年度
担当課名	<input type="text"/>	
記入者名(TEL・FAX)	<input type="text"/>	TEL/FAX <input type="text"/>
調査箇所名 (右の中から選択して下さい。「その他」の場合は、隣の欄に記入して下さい。)	<input type="text"/>	<input type="text"/>

・調査年度の4月～3月に使用した燃料等の使用量を入力してください。

・以下の項目に入力された数値はそのまま温室効果ガス排出量の算定に使われます。  
必ず  内に半角数字で数字のみ入力してください。

燃料使用量(自動車、ボイラー、湯沸かし等に使用した燃料量)を入力してください。

ガソリン	<input type="text"/>	L
灯油	<input type="text"/>	L
軽油	<input type="text"/>	L
A重油	<input type="text"/>	L
液化石油ガス(LPG)	<input type="text"/>	m <sup>3</sup>
電力使用量		

#### 庁舎用(月別)

4月	<input type="text"/>	kWh
5月	<input type="text"/>	kWh
6月	<input type="text"/>	kWh
7月	<input type="text"/>	kWh
8月	<input type="text"/>	kWh
9月	<input type="text"/>	kWh
10月	<input type="text"/>	kWh
11月	<input type="text"/>	kWh
12月	<input type="text"/>	kWh
1月	<input type="text"/>	kWh
2月	<input type="text"/>	kWh
3月	<input type="text"/>	kWh
その他施設管理用	<input type="text"/>	kWh

自動車走行に関する事項

ガソリン車	台数	走行距離
軽自動車	<input type="text"/>	<input type="text"/> km
普通・小型乗用車	<input type="text"/>	<input type="text"/> km
軽貨物車	<input type="text"/>	<input type="text"/> km
普通貨物車	<input type="text"/>	<input type="text"/> km
小型貨物車	<input type="text"/>	<input type="text"/> km
特殊用途車	<input type="text"/>	<input type="text"/> km
ディーゼル車	台数	走行距離
普通・小型乗用車	<input type="text"/>	<input type="text"/> km
普通貨物車	<input type="text"/>	<input type="text"/> km
小型貨物車	<input type="text"/>	<input type="text"/> km
特殊用途車	<input type="text"/>	<input type="text"/> km
ハイブリッド自動車	<input type="text"/>	台
電気自動車(EV車)	<input type="text"/>	台
カーエアコン装備車数	<input type="text"/>	台
<b>環境美化センターのみ対象</b>		
一般廃棄物の焼却量	<input type="text"/>	トン
廃プラスチックの組成率(年間平均)	<input type="text"/>	%
<b>下水道課のみ対象</b>		
下水処理量	<input type="text"/>	m <sup>3</sup>
その他の省資源について		
コピーの利用回数	<input type="text"/>	回
紙の使用量	<input type="text"/>	枚(A4版で換算)
上水道の使用量	<input type="text"/>	m <sup>3</sup>
可燃ごみの排出量	<input type="text"/>	kg
可燃ごみのリサイクル量	<input type="text"/>	kg

---

## 行方市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

令和 5 年 1 月 策定

発行 行方市

編集 行方市 経済部 環境課(北浦庁舎)

〒311-1792

茨城県行方市山田 2564 番地 10

TEL 0291-35-2111(代)

FAX 0291-35-3258

URL <https://www.city.namegata.ibaraki.jp>

---



市の木「イチョウ」



市の花「ヤマユリ」



市の鳥「シラサギ」



行方市

UD FONT  
by MORISAWA